

議案第67号

松阪市市民活動センター条例の一部改正について

松阪市市民活動センター条例（平成17年松阪市条例第329号）の一部を次のように改正する。

令和4年6月16日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市市民活動センター条例の一部を改正する条例

松阪市市民活動センター条例（平成17年松阪市条例第329号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項を次のように改める。

- 2 センターの施設等を利用できる者は、登録団体に限る。ただし、登録団体として委員会の承認を得られるまでの間の団体及び市民活動を支援する企業等について、指定管理者が認めたときは、この限りでない。

第13条を次のように改める。

（利用料金の減免）

第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

- (1) 市又は市の執行機関（市が設置する附属機関を含む。）が主催し、又は共催するとき 全額免除
- (2) 施設の管理運営団体（指定管理者）が施設の設置目的に沿った事業を行うとき 全額免除
- (3) 市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校又は中学校が教育活動又は保育活動のために使用するとき 全額免除
- (4) その他市長が特に必要と認めるとき 全額免除又は5割減額

別表中「

区分	利用料金
大会議室	1時間につき620円
小会議室1	1時間につき310円
小会議室2	1時間につき310円
小会議室3	1時間につき310円
外会議室	1時間につき410円

」を「

区分	利用料金
大会議室	1時間につき 930 円
小会議室 1	1時間につき 460 円
小会議室 2	1時間につき 460 円
小会議室 3	1時間につき 460 円
外会議室	1時間につき 610 円

」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第 13 条及び別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金の減免及び利用料金から適用し、同日前の利用に係る利用料金の減免及び利用料金についてはなお従前の例による。